

第 56 号

令和3年度熊本県高度技術研究開発基盤整備事業等特別会計予算

令和3年度熊本県の高度技術研究開発基盤整備事業等特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,072,940千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表 地方債」による。

令和3年2月18日提出

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
		千円
1 財 産 収 入		26,970
	1 財 産 運 用 収 入	26,970
2 繰 越 金		112,970
	1 繰 越 金	112,970
3 県 債		933,000
	1 県 債	933,000
歳 入 合 計		1,072,940

歳 出		
款	項	金 額
1 商 工 費		千円 26,689
	1 工 鉦 業 費	26,689
2 公 債 費		934,736
	1 公 債 費	934,736
3 諸 支 出 金		111,515
	1 繰 出 金	111,515
歳 出 合 計		1,072,940

第2表 地方債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
借換債	千円 933,000	(借入先) 会社、その他 (借入方法) 証書借入又は証券発行（他の地方公共団体との共同発行を含む。） (その他) 発行価格が額面金額を下回るときは、その発行差額をうめるため必要な金額を加算した額を限度額とすることができる。	年5.0% 以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	借入れの年から据置期間を含め30年以内 半年賦元利均等償還又は元金均等償還、満期一括償還等 ただし、県財政の都合により、繰上償還をなし、又は借換えをすることができる。